

官報

主要目次

- 指定生産資材割当規則の一部改正
地方鉄道法施行規則等の一部改正
外国郵便規則の一部改正
省令、本部令
本部令
物価統制令施行規則の一部改正
告示
自転車競走を行うことのできる市指定(清水市)
無線局免許
大権丸無線局の周波数及び空中線電力変更
鉱区禁止地域指定請求についての聴聞会
昭和二十七年歌会始御題「小鳥」の詠進について
旧敷産管理入解任
連合国財産の譲渡、引渡し命令
連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に対する通知事項
徳山信用組合増資附第五回定期貯金の細目等
社会福祉事業法による講習会指定
家畜衛生講習会規程に基づく特殊講習会開催
航路標識の新設、改廃、その他船舶の運行に關して必要な事項
長門大浦簡易郵便局廃止
大阪三國町電気通信施設区承認
官庁事項
海事補佐人登録及びまつ消

省令

通商産業省令第六十六号

指定生産資材割当規則の一部を改正する省令を次のように制定する。昭和二十六年十月二十日

通商産業大臣 高橋龍太郎

指定生産資材割当規則の一部を改正する省令

指定生産資材割当規則(昭和二十三年総理府令、法務府令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、労働省令第一号)の一部を次のように改正する。附表第一中四を五とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、三の次に次の一号を加える。

四 コバルト地金

附表第五中四を五とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、三の次に次の一号を加える。四 コバルト地金 当該四半期終了後一箇月

附則

この省令は、公布の日から施行する。

運輸省令第九十三号

地方鉄道法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。昭和二十六年十月二十日

運輸大臣 山崎 猛

地方鉄道法施行規則等の一部を改正する省令

第一條 地方鉄道法施行規則(大正八年附令第十号)の一部を次のように改正する。

第十二條 第一項中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 保安通信設備ノ大要 第十八條 第一項第十号の次に次の一号を加える。

十一 保安通信設備ノ変更 第三十二條 第一項第一号及び第四十五條第二項中「株主總會又ハ社員

總會」を「株主總會若ハ取締役會又ハ社員總會」に改める。

第四十六條 第三十條、第三十二條及前條ノ株主總會ノ議事及決議ノ要領書ニハ左ノ事項ヲ附記スヘシ

一 発行済株式ノ總數 二 出席株主及委任株主ノ有スル株式ノ數並ニ其ノ議決權ノ數

出席株主及委任株主ノ有スル株式ノ數ハ議決權ノ數ト一致セサル場合ニ於テハ前項各号ノ事項ニ付其ノ内容ヲ、定款ニ商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百三十九條ト異ナル決議ノ定ヲ為シタル場合ニ於テハ前項各号ノ事項ノ外其ノ旨ヲモ附記スヘシ

第三十二條及前條ノ取締役會ノ議事及決議ノ要領書ニハ左ノ事項ヲ附記スヘシ

一 取締役ノ員數 二 出席取締役ノ員數

出席取締役中取締役會ノ決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル取締役ノ在ル場合及定款ニ商法第二百六十條ノ第二項但書ノ規定ニ依リ決議要件ノ加重ノ定ヲ為シタル場合ニ於テハ前項各号ノ事項ノ外其ノ旨ヲモ附記スヘシ

第三十條、第三十二條及前條ノ社員總會ノ議事及決議ノ要領書ニハ左ノ事項ヲ附記スヘシ

一 資本ノ總額 二 出資口數ノ總數

三 社員ノ總數 四 出席社員及委任社員ノ總數

五 出席社員及委任社員ノ有スル出資口數並ニ其ノ議決權ノ數

出資口數ノ總數又ハ出席社員及委任社員ノ有スル出資口數ヲ議決權ノ數ト一致セサル場合ニ於テハ前項各号ノ事項ニ付其ノ内容ヲ、定款ニ有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第三十八條ノ二ト異

ナル決議ノ定ヲ為シタル場合ニ於テハ前項各号ノ事項ノ外其ノ旨ヲモ附記スヘシ

第二條 地方鉄道建設規程(大正八年附令第十一号)の一部を次のように改正する。

第五十四條 客車ノ側面ニ在ル扉ニシテ自動閉鎖装置ヲ使用スルモノニ在リテハ客室ノ内及外ニ於テ手動其ノ他ノ容易ナル方法ニ依リ扉ヲ閉ケ得ル非常装置ヲ備フルコトヲ要ス但シ主トシテ地下ノ鐵道ニ使用スル客車ニシテ第三軌條ヲ使用スル場合ニ在リテハ客室内ノ非常装置ヲ省略スルコトヲ得

第五十四條ノ三 客車ニハセルロイド其ノ他爆發性可燃材料ヲ使用スルコトヲ得ス

第七節 汽動車、電気機関車及電車ニハ第七節 汽動車、内燃動車、電気機関車及電車ニ改める。

第五十六條中「汽動車」の下に「及内燃動車」を加える。

第五十七條の次に次の四條を加える。

第五十七條ノ二 架空線式ノ場合ニ於テハ集電装置ハ屋根トノ取付部ヲ二重ニ絶縁スルコトヲ要ス

第五十七條ノ三 五百ボルト以上ノ電気回路ノ機器及配線ハ相当ノ防護ヲ為シタル場合ノ外客室内ニ設クルコトヲ得ス

第五十七條ノ四 電弧ヲ発生シ又ハ主抵抗器其ノ他發熱スル虞ノアル機器ハ電線又ハ可燃性ノ床壁等ヨリ離隔シ必要ニ応シ其ノ間ニ耐熱性ノ防熱板ヲ設クルコトヲ要ス

第五十七條ノ五 主トシテ地下ノ鐵道ニ使用スル電車ノ車体ハ不燃性ノ構造ナルコトヲ要ス

第五十八條中「汽動車」の下に「内燃動車」を加え、同條の次に次の一條を加える。

第五十八條ノ二 電車及内燃動車ニハ客室ニテ非常ノ際乗客カ車兩ヲ停車セシメ得ル装置又ハ乗客カ乗務員ニ通報シ得ル装置ヲ備フルコトヲ要ス但シ乗務員ノ乗務車兩ニシテ乗客カ乗務員ニ容易ニ通報シ得ル構造ナルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

第七節の次に次の一節を加える。

第八節 車両ノ標記

第五十八條ノ三 機関車ニハ左ノ事項ヲ標記スヘシ

一 所屬鐵道ノ名称又ハ記章 二 番号

三 製造所ノ名称及製造ノ年 四 等級、旅客定員、荷重及自重

第三條 運輸省陸運關係許可認可等臨時措置令施行規則(昭和十九年運輸通信省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五條中(二)を次のように改める。(三) 削除

第六條中「軌道會計規程」を「軌道業會計規則」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。但し、第一條中第三十二條、第四十五條及び第四十六條の改正規定は、昭和二十六年七月一日から適用し、第二條中第五十四條ノ二、第五十七條ノ二及び第五十八條ノ二の規定は、昭和二十七年十月二十日から、第五十七條ノ三の規定は、昭和二十九年十月二十日から施行する。

毎日文庫

電波監理委員会告示第七百三十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十月二十日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第五〇三二号
二 免許人の氏名 武井鹿彌太
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の相手方 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信
六 通信の事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第六正丸(主たる停泊港、室戸)

電波監理委員会告示第七百三十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十月二十日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年六月十四日 第一四四五号
二 免許人の氏名 鈴木要
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所海部局、漁船の船舶局
六 通信の事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年六月十三日
八 設置場所 第三信栄丸(主たる停泊港、七浦)

電波監理委員会告示第七百三十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十月二十日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年八月十五日 第一五六〇号
二 承認を受けた者 海上保安庁

- 四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 免許人所屬船舶局、地方電気通信取扱局
六 通信の事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第五共同丸(主たる停泊港、大阪)

電波監理委員会告示第七百二十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十月二十日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第五〇四四号
二 免許人の氏名 黒岩一夫
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信の事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第五大黒丸(主たる停泊港、室戸)

電波監理委員会告示第七百三十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十月二十日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第五〇三〇号
二 免許人の名称 太平洋産株式会社
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 免許人所屬船舶局
六 通信の事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する事項
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第三大黒丸(主たる停泊港、高知)

電波監理委員会告示第七百三十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十月二十日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三二九六号
二 免許人の名称 神原汽船株式会社
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 免許人所屬船舶局、地方電気通信取扱局
六 通信の事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 無期限
八 設置場所 宜城丸(主たる停泊港、神戸)

Table with columns for call letters (A, A1, A2, A3), frequencies (kHz, MHz), and power (W, kW). Includes entries for main equipment and call letters.

435 昭和26年10月20日 土曜日

官 報

第7436号

●土地調整委員会告示第二号

土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第九十二号)第二十三條第一項の規定により、鎮区禁止地域指定請求について左の要領で聽聞会を開催するから、土地調整委員会設置法施行規則(昭和二十六年土地調整委員会規則第二号)第二條の規定により、次のように公示する。

- 一 土地調整委員 我妻 栄
二 土地調整委員 三重県知事請求の伊勢神宮宮城の鎮区禁止地域指定について
(昭和二十六年十月十三日土地調整委員会告示第一号参照)
三 場 所 土地調整委員会事務局(東京都文京区小石川町一ノノ十一日本放送電機株式会社事務所内)

備考

- 1 聽聞会に出席して意見を述べようとする者は、土地調整委員会設置法施行規則第三條第一項の規定により、その氏名、職業、住所及びその述べようとする意見の要旨を記載した文書で、昭和二十六年十月二十日までに、東京都文京区小石川町一ノノ十一土地調整委員会(日本放送電機株式会社事務所内)に提出されたい。
2 出席者は、申し出た者の中から、土地調整委員会で選定の上、本人に通知する。

●宮内庁告示第九号

昭和二十七年秋会始御題(小鳥の歌)進は、大東中につき受けさせられない。昭和二十六年十月二十日 宮内庁長官 田島 道治

●大蔵省告示第五百九号

連合回附貯蓄の取扱いに関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、第九回回附貯蓄定期預金の細目等を次のように定める。昭和二十六年十月二十日 大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第五百八号

連合回附貯蓄の取扱いに関する法律(昭和二十三年法律第六号)第十五條第一項の規定により、電気通信大臣に対し、左に掲げる事項を通知した。昭和二十六年十月二十日 大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第五百九号

東京都中央区日本橋蛸町二丁目一番地 株式会社 児玉商会方 返還期日 昭和二十六年十月二十七日 政府所有の電話施設として提供されるべき電話機の数 一口 返還要求に係る電話加入権の現在における状態 東京都中央区銀座一丁目二番地大都会ビル内 横井産業株式会社

●大蔵省告示第五百九号

割増金附貯蓄の取扱いに関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、第九回回附貯蓄定期預金の細目等を次のように定める。昭和二十六年十月二十日 大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第五百十号

割増金附貯蓄の取扱いに関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、第七回回附貯蓄定期預金の細目等を次のように定める。昭和二十六年十月二十日 大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第五百十号

割増金附貯蓄の取扱いに関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、第七回回附貯蓄定期預金の細目等を次のように定める。昭和二十六年十月二十日 大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第五百十一号

割増金附貯蓄の取扱いに関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、第七回回附貯蓄定期預金の細目等を次のように定める。昭和二十六年十月二十日 大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第五百十一号

割増金附貯蓄の取扱いに関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、第七回回附貯蓄定期預金の細目等を次のように定める。昭和二十六年十月二十日 大蔵大臣 池田 勇人

435 昭和26年10月20日 土曜日

官 報

第7436号

●土地調整委員会告示第二号

土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第九十二号)第二十三條第一項の規定により、鎮区禁止地域指定請求について左の要領で聽聞会を開催するから、土地調整委員会設置法施行規則(昭和二十六年土地調整委員会規則第二号)第二條の規定により、次のように公示する。

- 一 土地調整委員 我妻 栄
二 土地調整委員 三重県知事請求の伊勢神宮宮城の鎮区禁止地域指定について
(昭和二十六年十月十三日土地調整委員会告示第一号参照)
三 場 所 土地調整委員会事務局(東京都文京区小石川町一ノノ十一日本放送電機株式会社事務所内)

備考

- 1 聽聞会に出席して意見を述べようとする者は、土地調整委員会設置法施行規則第三條第一項の規定により、その氏名、職業、住所及びその述べようとする意見の要旨を記載した文書で、昭和二十六年十月二十日までに、東京都文京区小石川町一ノノ十一土地調整委員会(日本放送電機株式会社事務所内)に提出されたい。
2 出席者は、申し出た者の中から、土地調整委員会で選定の上、本人に通知する。

昭和26年10月20日 土曜日

官 報

第7436号 434

補助装置 A一、A二

- 十一 空中線の型式及び構成 逆L型、T型
十二 運用許容時間 常時
十三 運用義務時間 十六時間
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

主装置

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三三三二五号
二 免許人の氏名 武田 隆松
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 田辺漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信の事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 笑福丸(主たる停泊港 田辺)
九 呼出名称 笑福丸(主たる停泊港 田辺)
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 A三(一、六二〇ke、二、七五五ke) 水晶発振 終段抑制格子変調 二五W

電波監理委員会告示第七百三十七号

大椎丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年三月二日変更した。変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十六年十月二十日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第七百三十七号

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一二九六号
二 免許人の氏名 大平 洋海運株式会社
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、免許人所属船舶局
六 通信の事項 船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七 免許の有効期限 無期限
八 設置場所 大椎丸(主たる停泊港 東京)
九 呼出名称 大椎丸(主たる停泊港 東京)
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 A三(一、四四〇ke、二、七五五ke) 水晶発振 終段抑制格子変調 二五W

電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

- 主装置 A一、A二
補助装置 A一、A二
十一 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型
十二 運用許容時間 常時
十三 運用義務時間 常時
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

主装置

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年六月五日 第一四四六号
二 免許人の氏名 高橋 栄次郎
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信の事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年六月四日
八 設置場所 共興丸(主たる停泊港 七浦)
九 呼出名称 共興丸(主たる停泊港 七浦)
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 A三(一、四四〇ke、二、七五五ke) 水晶発振 終段抑制格子変調 二五W

電波監理委員会告示第七百三十八号

大椎丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年三月二日変更した。変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十六年十月二十日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第七百三十八号

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一二九六号
二 免許人の氏名 大平 洋海運株式会社
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、免許人所属船舶局
六 通信の事項 船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七 免許の有効期限 無期限
八 設置場所 大椎丸(主たる停泊港 東京)
九 呼出名称 大椎丸(主たる停泊港 東京)
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 A三(一、四四〇ke、二、七五五ke) 水晶発振 終段抑制格子変調 二五W

Table with multiple columns containing lottery results and regulations. Includes sections for '一等', '二等', '三等', '四等', '五等', '六等', '七等', '八等', '九等', '十等' and various prize amounts.

Table with multiple columns containing regulations and notices. Includes sections for '大蔵省告示第千五百一十号', '厚生省告示第百二十六号', '海上保安庁告示第百四十二号', and '大蔵省告示第千五百一十五号'.

Table with 4 columns: 名称 (Name), 位置 (Location), 備考 (Remarks), 出所 (Source). Contains details for various lighthouses and navigational aids, including '大島港' (Oshima Port) and '徳山港' (Tokushima Port).

Table with 4 columns: 名称 (Name), 位置 (Location), 備考 (Remarks), 出所 (Source). Contains details for various lighthouses and navigational aids, including '吉田港' (Yoshida Port) and '徳山港' (Tokushima Port).

文部省公告

著作權讓渡登録

北字和部三島村大字延川甲九十九番地... 著作物の年月日 著作者の氏名 登録の年月日 著作物の名称

右申立人に対して大正五年六月二十日... 除権判決 宮本雅夫

昭和二十二年(一)第五一〇号... 昭和二十五年(一)第三三〇号

昭和二十六年(一)第一一〇号... 和解公告(第三三〇)

和解公告(第三三〇) 和解公告(第三三〇)

正誤 昭和二十六年十月十八日裁判所公告... 会社その他の公告

- 社団法人日本印刷工業協同組合 日本印刷工業協同組合 日本印刷工業協同組合

- 佐賀県飼料工業協同組合 日本無機肥料工業協同組合 日本無機肥料工業協同組合

- 日本合成硝子工業協同組合 群馬県飼料工業協同組合 群馬県飼料工業協同組合

- 日本硝子工業協同組合 日本硝子工業協同組合 日本硝子工業協同組合

- 有限会社組立変更公告 有限会社組立変更公告 有限会社組立変更公告

第 7436 号

昭和26年10月20日 土曜日 官報 第7436号 444

解散公告(第一回)
 当社係昭和二十六年九月三十日株主総会の決議で解散しましたから当社に債権ある方は本公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し御申出なき時は清算から除外せられることがあります。

昭和二十六年十月十七日
 大阪市東区平野元町六丁目八十番地 富士ヘルド株式会社
 代表清算人 加藤 規

解散公告(第一回)
 当社は昭和二十六年九月三十日の株主総会の決議により同日解散した。当社に対して債権を有する者はこの公告掲載の日から二箇月以内に申出でなければならず、この期間内に申出がないときは清算から除外せられる。昭和二十六年十月十五日

大阪市東区吉田東之町五丁目四十八番地
 キング食品株式会社
 清算人 高井伝次郎

解散公告(第一回)
 当社は昭和二十六年八月三十一日の株主総会の決議により同日解散した。当社に対して債権を有する者はこの公告掲載の日から二箇月以内に申出でなければならず、この期間内に申出がないときは清算から除外せられる。昭和二十六年十月十六日

大阪市南区順慶町通四丁目六十八番地 牧田メリヤス株式会社
 代表清算人 牧田清兵衛

資本減少公告
 当社は昭和二十六年十月一日社員総会に於て現在の資本金二百万円を金一百万円に減少する決議をした。かゝる異議ある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十月十五日
 堺市一橋通七丁目九十三番地 大和産業合資会社
 無限責任社員 山田恒太郎

資本減少公告
 当社は昭和二十六年十月五日開催の臨時株主総会に於て資本金二百万円を金一百万円に減少することを決議しました。かゝる異議ある各位は本公告掲載の日から二箇月以内に申出で下さい。

昭和二十六年十月十五日
 大阪市天王寺区大道二丁目百二十六番地 大阪古綿株式会社

有限会社組織変更公告
 昭和二十六年十月十日当会社の臨時社員総会に於て有限会社の組織を変更し尾崎バルブ製造株式会社となすことを決議しましたので組織変更に関する債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に当会社まで申出下さい。

昭和二十六年十月十五日
 岡山市西大寺町百七番地 有限会社若田薬局

万円に減少する決議をした。この資本の減少に異議ある者は本公告掲載の日から二箇月以内に申出でられたい。

昭和二十六年十月十五日
 岡山市西大寺町百七番地 有限会社若田薬局

旬刊 **時の法令解説** 印刷行 発行

行政事務再配分の指針 完了
 米の供出に事後割当制
 地代家賃の統制額廃止
 貿易管理令の改正
 略取・誘拐・人身売買……植松 正
 供米代金のゆくえ……稲葉秀三

毎月三回・三日発行
 全国各地の官報販売所
 全国各地の主要書店

行政事務再配分の指針 完了
 昨年一月に第一次勧告を行った地方行政調査委員会議が、その補足並びに肉付けとして提出した第二次勧告を詳細に解説した全公務員の必読書!!

米の供出に事後割当制
 統制撤廃の声を外に本年産米の供出方法がまきまき! 不当に低い統制額に悩む地主・家主達への福音! 輸入貿易管理令の改正
 懸案の新制度を採用して自立貿易の発展に備える

略取・誘拐・人身売買……植松 正
 特別寄稿 国立国会図書館長 金森徳次郎
 主要解説 国家安全保障法案 出入国管理令
 別冊附録 時の法令解説索引
 創刊一周年記念懸賞当選発表

送料 6円

資本減少公告
 当社は昭和二十六年九月三十日の社員総会で資本金八十万円を金五十万円に減少する決議をした。かゝる異議ある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十月十六日
 札幌市北一条西七丁目三番地 北海靴商株式会社
 清算人 鈴木 喜一

解散公告(第一回)
 本会は昭和二十六年九月二十五日の臨時株主総会の決議により解散した。本会に対して債権あるものは、この公告掲載の日から二箇月以内に申出られたい。万が一この期間内に申出がないときは清算より除外せられます。

昭和二十六年十月十日
 東京都江戸川区小岩町二丁目二四七五番地 帝國メリヤス株式会社
 清算人 熊谷 嘉平

解散公告(第二回)
 本会は昭和二十六年九月三十日の臨時株主総会の決議により解散した。本会に対して債権あるものは、この公告掲載の日から二箇月以内に申出られたい。万が一この期間内に申出がないときは清算より除外せられます。

昭和二十六年十月十日
 東京都江戸川区東小松川四丁目一五五〇番地 東亜建設工業株式会社
 清算人 渡辺 一彦

解散公告(第二回)
 本会は昭和二十六年九月三十日の臨時株主総会の決議により解散した。本会に対して債権あるものは、この公告掲載の日から二箇月以内に申出られたい。万が一この期間内に申出がないときは清算より除外せられます。

昭和二十六年十月十日
 福岡県京都市都府町田町 豊田セメント株式会社
 代表取締役 高橋 清一

臨時株主総会招集公告
 左記により臨時株主総会を開催致します。右記の通り御出席下さい。

昭和二十六年十月十五日
 福岡県京都市都府町田町 豊田セメント株式会社
 代表取締役 高橋 清一

約手無効公告
 受取人山陰漁業株式会社約手番号第二〇八号金額五十万円也昭和二十六年十月十三日振出同年十二月二十九日支拂及受取人長尾漁業部約手番号第二〇九号金額五十万円也昭和二十六年十月十三日振出同年十二月二十三日支拂(支拂場所何れも千代田銀行中之島支店) 右手形二枚十月十五日盗難に付爾今無効とする。

約手振出人 大阪市福島区下福島三丁目三八番地 大丸水産株式会社
 取締役社長 吉村 重輝

臨時株主総会決議公告
 昭和二十六年十月十五日開催の臨時株主総会において左の通り決議されました。昭和二十六年十月十六日

大阪市西区江戸堀南通一丁目三十七番地 株式会社大阪電気商会 大阪電気商会
 取締役社長 菅谷 三郎

臨時株主総会決議公告
 昭和二十六年十月十五日開催の臨時株主総会において左の通り決議されました。昭和二十六年十月十六日

大阪市西区江戸堀南通一丁目三十七番地 株式会社大阪電気商会 大阪電気商会
 取締役社長 菅谷 三郎

臨時株主総会決議公告
 昭和二十六年十月十五日開催の臨時株主総会において左の通り決議されました。昭和二十六年十月十六日

大阪市西区江戸堀南通一丁目三十七番地 株式会社大阪電気商会 大阪電気商会
 取締役社長 菅谷 三郎

臨時株主総会決議公告
 昭和二十六年十月十五日開催の臨時株主総会において左の通り決議されました。昭和二十六年十月十六日

大阪市西区江戸堀南通一丁目三十七番地 株式会社大阪電気商会 大阪電気商会
 取締役社長 菅谷 三郎

臨時株主総会決議公告
 昭和二十六年十月十五日開催の臨時株主総会において左の通り決議されました。昭和二十六年十月十六日

大阪市西区江戸堀南通一丁目三十七番地 株式会社大阪電気商会 大阪電気商会
 取締役社長 菅谷 三郎

臨時株主総会決議公告
 昭和二十六年十月十五日開催の臨時株主総会において左の通り決議されました。昭和二十六年十月十六日

大阪市西区江戸堀南通一丁目三十七番地 株式会社大阪電気商会 大阪電気商会
 取締役社長 菅谷 三郎

臨時株主総会決議公告
 昭和二十六年十月十五日開催の臨時株主総会において左の通り決議されました。昭和二十六年十月十六日

大阪市西区江戸堀南通一丁目三十七番地 株式会社大阪電気商会 大阪電気商会
 取締役社長 菅谷 三郎

臨時株主総会決議公告
 昭和二十六年十月十五日開催の臨時株主総会において左の通り決議されました。昭和二十六年十月十六日

大阪市西区江戸堀南通一丁目三十七番地 株式会社大阪電気商会 大阪電気商会
 取締役社長 菅谷 三郎

臨時株主総会決議公告
 昭和二十六年十月十五日開催の臨時株主総会において左の通り決議されました。昭和二十六年十月十六日

大阪市西区江戸堀南通一丁目三十七番地 株式会社大阪電気商会 大阪電気商会
 取締役社長 菅谷 三郎

臨時株主総会決議公告
 昭和二十六年十月十五日開催の臨時株主総会において左の通り決議されました。昭和二十六年十月十六日

大阪市西区江戸堀南通一丁目三十七番地 株式会社大阪電気商会 大阪電気商会
 取締役社長 菅谷 三郎

臨時株主総会決議公告
 昭和二十六年十月十五日開催の臨時株主総会において左の通り決議されました。昭和二十六年十月十六日

大阪市西区江戸堀南通一丁目三十七番地 株式会社大阪電気商会 大阪電気商会
 取締役社長 菅谷 三郎

昭和二十六年十月十六日附衆会第五号一、二頁

昭和二十六年十月十六日附衆会第五号一、二頁

昭和二十六年十月十六日附衆会第五号一、二頁

昭和二十六年十月十六日附衆会第五号一、二頁

昭和二十六年十月十六日附衆会第五号一、二頁

昭和二十六年十月十六日附衆会第五号一、二頁

昭和二十六年十月十六日附衆会第五号一、二頁

昭和二十六年十月十六日附衆会第五号一、二頁

昭和二十六年十月十六日附衆会第五号一、二頁

昭和二十六年十月十六日附衆会第五号一、二頁

昭和二十六年十月十六日附衆会第五号一、二頁

昭和二十六年十月十六日附衆会第五号一、二頁

昭和二十六年十月十六日附衆会第五号一、二頁

昭和二十六年十月十六日附衆会第五号一、二頁

昭和二十六年十月十六日附衆会第五号一、二頁